

加西市における部活動地域展開に係る基本方針

令和7年11月策定

1 策定趣旨(背景)

現行の学習指導要領では、「部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図られるよう留意すること」と示されており、中学生がスポーツや文化芸術に取り組む機会として、体力や技術の向上に資するだけでなく、心の成長や人間形成の重要な機会として、部活動は重要な役割を果たしてきました。

しかし一方で、近年の急速な少子化現象や生徒や保護者のニーズの多様化、教職員の働き方改革の推進など、様々な課題が浮き彫りになってきました。特に、平成31年の中教審答申では、部活動が「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理されたものの、実態は多くの教職員が部活動顧問を担い、放課後の勤務時間外や休日にも献身的に勤務することが普通に行われ、教職員の長時間労働の大きな原因となっています。

このため、中学校部活動の維持については、持続可能な環境整備が急務となり、各自治体で地域の実態に応じた対応が求められています。そこで加西市では、令和10年の中学校再編を節目として、「学校部活動」を「地域クラブ活動」へ展開していく計画を立てることとしました。

2 位置付け

スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）や、文部科学省・スポーツ庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月）を受けて、兵庫県教育委員会の「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月）が策定されました。県内各市町はこれらを参考に、地域の実情に応じた地域移行（展開）の在り方について検討し、具体的な取組やスケジュール等を示す計画を策定する必要があります。そこで加西市では、この基本方針を、これまでの「学校部活動」が培ってきた教育的意義を「地域クラブ活動」へ展開するための推進計画として位置付けます。

3 基本目標

学校部活動はこれまで、前述のとおり教職員の献身的な取組によって支えられてきました。そして、異年齢との交流によって、教科学習だけでは得難い自己肯定感、責任感、連帯感、協調性や自立心の育成に多大な影響を与えてきました。さらには、ひたむきに努力する尊さなどを深く自覚し、将来を切り拓くきっかけとなった生徒も少なくなく、多大な教育的意義を有しています。

そこで、加西市における部活動地域展開の基本目標を、これまで学校や教職員が担ってきた教育的意義を継承することとし、その舞台を学校教育から社会教育へと展開すべく、地域指導者の方々の力を借りることで計画的に進めていきたいと考えています。

4 地域クラブ活動

(1) 概要

運営する主体が学校ではなく、地域の団体（クラブ）であり、活動員（生徒）の登録から活動方針や計画の策定、日々の練習指導はもちろん、大会参加手続きや大会運営等、全ての責任を負うことになります。活動の運営費用も、原則的には活動員からの集金によって賄われます。そして、学校単位の活動から、地域の指導者による地域単位で運営される活動です。

(2) 計画

当初は、現在学校部活動として活動している中学校に存在する部の受け皿としてのみ、その団体を設置することを優先します。ただし、将来的には今は無い部のスポーツや文化活動も開設することを検討しています。

また、完全に地域展開が完了するまでの当面は、市行政や中学校と連携し、協力や支援・アドバイスを受けながら活動していくことになると考えています。ただし、将来的には各団体（クラブ）が独立して活動を維持することを目標にします。

【令和7年度現在 加西市内中学校で活動中の部活動種目】

- 野球 サッカー バレーボール バスケットボール ソフトボール(女子) 陸上競技
- ソフトテニス 卓球(男子) 剣道 吹奏楽 美術

(3) 具体的な姿

- ①活動場所・・・公共施設・学校施設 ※廃校になった学校施設も検討中
(移動) 平日・休日ともに、原則として自力（自転車等）もしくは保護者による送迎だが、スクールバスの活用も検討中。
- ②指導者・・・地域指導者（教職員含む）
- ③費用負担（指導者への指導料を含む）・・・原則として受益者（保護者）負担。
- ④クラブ数・単位・・・市内で1種目につき1～2団体程度（学校単位ではない）。
- ⑤方向性・・・現在、学校部活動として活動している部の受け皿として開始する。
- ⑥活動日数・・・基本型として週の平日2日、土日のどちらか1日程度（大会参加時は別）。
ただし、完全移行後は各団体が任意に設定することも可。
- ⑦備品・練習道具・・・原則としてクラブが準備するが、学校部活動が使っていたものを受け継ぎ活用も可。
- ⑧団体（クラブ）の承認・・・加西市としての基準を満たした団体（クラブ）を承認する。
承認する基準については現在検討中。
- ⑨保険・・・学校で加入するスポーツ振興センター災害共済は利用できないため、別途スポーツ安全保険等に加入する。
- ⑩事務局・・・活動の支援のため、主に事務作業を担う事務局を設置する。

(4) 加西市の考える認定地域クラブ活動及びその指導者

これまでの学校部活動の教育的意義を深く理解し、それを継承する資質のある指導者であり、その者によって組織された団体であることを絶対条件とします。そのため、国や県、加西市が今後定めるガイドラインを遵守し、勝利至上主義にとらわれず、生徒にとって安心安全で心身の成長に有意義な活動を支える人材を求めます。

- ①代表となる指導者は、20歳以下・大学生は不可。また、専門的な指導を保障し、コンプライアンス（守秘義務等）の遵守、資質向上のためのライセンス取得や各種講習会、市の定める研修会等に参加すること。
- ②教職員が兼職兼業によって指導に加わる場合は、教職員としての勤務時間外であること。
- ③指導に際しては、原則として最低2名以上の配置ができること。
- ④保護者の負担額については種目により活動費相場が異なるため、一律の設定額を定めないが、可能な限り低廉な額を設定すること。
- ⑤活動に関する計画書、報告書等の提出は、適宜の求めに応じること。
- ⑥スポーツ安全保険等（賠償責任保険含む）に必ず加入すること。
- ⑦活動開始から少なくともその年度末までは継続して活動を維持できること。

5 地域展開までのスケジュール

令和10年度の総合体育大会終了後、3年生の部活動終了に合わせて、平日・土日祝とも学校部活動を地域クラブ活動に完全移行(展開)させる計画です。ただし、それよりも早く準備が整った地域クラブ活動の団体が、先行実施としてスタートさせることも想定しています。

時期	状況	学校部活動	地域クラブ活動
令和7年度	加西市中学校部活動地域展開推進会議実施 方針決定・地域クラブ活動準備		
令和8年度 ～9年総体	拠点校部活動を設置※1 地域クラブ活動準備及び準備の整った地域クラブは先行実施	※1 	準備が整い次第
令和9年度 総体終了後	善防中・加西中・泉中で合同チーム結成※2 及び準備の整った地域クラブは先行実施	※2 	
令和10年度 4月～8月	統合加西中学校 開校 北条中と加西中の2校体制スタート		
令和10年度 総体終了後 (8月頃～)	原則として、全ての学校部活動から地域クラブ活動へ完全移行		

※1 … 部活動の拠点校を指定し、在籍する中学校にない他校（拠点校）の活動に、新入生に限り入部が可能

○（令和8年度入学生以降、新入生に限り）拠点校部活動を設置

ソフトボール部（女子：北条中）、男子バスケットボール部（北条中）、男子バレーボール部（加西中：善防中生徒のみ）、女子バレーボール部（善防中：加西中生徒のみ）

※2 … 令和10年度に統合する善防中・加西中・泉中の3校で合同チームを結成し、1つのチームとして大会等に参加

ただし、合同チームの大会出場については各競技の競技規則に準じる

○（令和9年度総体以降～年度末まで）3校合同チーム結成

野球部、サッカーチーム、バレー部（男子・女子）、バスケットボール部（女子）

また、その他の部についても、地域クラブ活動への移行準備として先行実施につなげるために、北条中を含めた合同で練習する部活動を検討

○（時期を定めず準備ができ次第）3校もしくは4校の合同部活動

陸上競技部、剣道部、ソフトテニス部、卓球部、吹奏楽部

6 令和8年度以降の加西市内中学入学生のスケジュール

	令和8年度	令和9年度	令和10年度 学校再編	令和11年度	令和12年度
8年度 入学生	学校部活動	学校部活動 総体以降は一部 合同チーム	学校部活動 総体終了まで		
9年度 入学生		学校部活動 総体以降は一部 合同チーム	総体まで 学校部活動 総体以降 地域クラブ活動	地域クラブ活動	
10年度 入学生			総体まで 学校部活動 総体以降 地域クラブ活動	地域クラブ活動	地域クラブ活動
11年度 以降				地域クラブ活動	地域クラブ活動

***合同チーム**とは、前述の5※2にある、野球部、サッカーチーム、バレー部（男子・女子）、バスケットボール部（女子）を指しています。

7 その他

今後、国や県の方針（変更）によって、この基本方針を修正することがある。